

別記様式第1号その3（第1条関係）

電気通信回線に接続して行う 自動公衆送信により公衆の閲覧に 供する方法を用いるかどうかの別							1. 用いる 2. 用いない						
送 信 元 識 別 符 号													
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
エー	ビー	シー	ディー	イー	エフ	ジー	エイチ	アイ	ジェイ	ケー	エル	エム	エヌ
O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z		
オー	ピー	キュー	アール	エス	ティー	ユー	ブイ	ガブリュ	エックス	ワイ	ゼット		
a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n
エー	ビー	シー	ディー	イー	エフ	ジー	エイチ	アイ	ジェイ	ケー	エル	エム	エヌ
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
ゼロ	イチ	ニ	サン	ヨン	ゴ	ロク	ナナ	ハチ	キュウ				
—	.	/	:	—	~								
ハイフン	ドット	スラッシュ	コロ	アンダー	チルダ								

用いない場合は、  
2に○をする

適宜、フリガナを  
記入する

記載要領

- 1 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 2 送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。
- 3 送信元識別符号のうち誤読されやすいものには、適宜フリガナをふること。

ホームページ利用取引を行う場合は、この用紙への記載が必要となります。なお、ここでいうホームページ利用取引とは、古物に関する事項をインターネットに掲載し、その取引の申し込みを非対面で受ける場合をいいます。

したがって、ホームページでは宣伝や紹介だけが行わず、古物取引の申込みは営業所などで対面して受ける場合は、ホームページ利用取引には該当しないので、この用紙へは「2. 用いない」に○をし、それ以外の記載は必要ありません。

また、ホームページ利用取引を行う場合は、当該URLを使用する権限があることを疎明する資料の提出が必要になるとともに、当該ホームページにも、取り扱う個物に関する事項とともに、

- 古物商の氏名又は名称
- 許可をした公安委員会の名称
- 許可証の番号

の3点を掲載しなければならないことが法令で定められています。